

指定管理者の指定について

豊橋市青少年センターの指定管理者を次のように指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月7日提出

豊橋市長 佐原 光 一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
豊橋市青少年センター	安城市東栄町1丁目7番22号 内藤ビル2F	特定非営利活動法人 愛知ネット	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで